平成２５年（フ）第６６号
松江市黒田町263番地６パルクヴェールＢ棟101号
債務者　金村　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４９号
名古屋市北区瑠璃光町５丁目13番地　コーポみやぎ野105号
債務者　稲垣美幸こと　李　　壬淑
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０２号
仙台市青葉区北山１丁目20番９号
債務者　及川クニヨ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
仙台市太白区若葉町14番12号
債務者　呉　　道善
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
茨城県笠間市鯉淵6526番地323　すみれハイツⅠ号室
債務者　大内　浩二（旧姓石塚・鈴木）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
新潟市西区五十嵐３の町東23番18号　ハイツエイトⅡ105号、前住所新潟市西区新通南１丁目４番20号
債務者　遠藤　　厚
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
新潟市東区下場新町16番３号　長谷川陽子方、住民票上の住所新潟市南区臼井1438番地
債務者　小山　正則
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
新潟市江南区天野１丁目10番６号
債務者　大滝　里香
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２７号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地１棟108号
債務者　新井　錦二
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６９号
神戸市中央区中山手通３丁目10番18―210号、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目25番10号　201
債務者　黒岩ゆかり（旧姓汪）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８０号
神戸市須磨区菅の台４丁目５番地　市営菅の台住宅３―507号
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目２番15号　リトルシャトー202号、従前の住所神戸市東灘区御影石町２丁目11番21号　サンハイツ御影202号
債務者　田代　敬子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３号
兵庫県西宮市二見町４番17―403号
債務者　今村　詔次
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８７号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目３番11号
債務者　中島　惠子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市口田中１丁目16番５号　レオパレス21カリヲ尼崎203、前住所兵庫県尼崎市食満１丁目７番１―401号
債務者　小川　泰造
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７３号
広島県東広島市高屋町杵原3998番地45
債務者　三上　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部